

令和8年度

労働保険事務組合 事務処理手引

年度更新の手続

P1~3

増減額訂正の申告

P4~12

確定保険料の訂正

P13~15

納付方法

P16

口座振替納付

P17

報奨金制度

P18~20

特別加入・
一人親方等団体

P21~30

滞納に係る処理

P31~36

事務手続一覧

P37~40

様式一覧

P41~46

労災保険関係資料

P47~50

所在地一覧

P51



年度更新の手続

☑ 労働保険とは

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険を総称した言葉です。

労働保険の保険料と労災保険の一般拠出金（以下「労働保険料等」といいます。）は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを「保険年度」といいます。）の1年間において、すべての労働者に対して支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて計算します。

☑ 年度更新

労働保険は、保険年度の当初にその保険年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付の手続を一括して行うことになっています。これを労働保険の「年度更新」といいます。

この年度更新の手続は、6月1日から7月10日までに行ってください。

☑ 労働保険事務組合における年度更新手続

労働保険事務組合（以下「事務組合」といいます。）においては、「概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）を事務組合に付与された労働保険番号ごとに作成します。

グループごとに委託事業場を区分して各グループを1単位として作成

一元適用事業 [末尾0]

二元適用事業で雇用保険に係る事業 [末尾2]

二元適用事業で事業の種類が林業に属する事業 [末尾4]

二元適用事業で事業の種類が建設の事業に属する事業 [末尾5]

二元適用事業で事業の種類が林業又は建設の事業以外の事業 [末尾6]

一人親方等、家内労働者、海外派遣者の特別加入団体 [末尾8]

個別の事業場ごとに作成

メリット制適用事業場

海外派遣者の特別加入

予備コード※

末尾0→1

末尾2→3

末尾6→7

※枝番号の付与が「999」に達したときは、「労働保険番号（基幹番号）追加付与願」の提出により、予備コードを用いた新しい基幹番号が付与されることとなります。

☑ 申告書の労働局への送付（郵送による提出）

申告書〔事業主控〕に**受付印が必要な場合は**、申告書の控えのほか返信用封筒（宛名を記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

なお、申告書及び添付書類を郵送により送付する場合、労働局に到達した日が提出日となりますので、**申告期限（7月10日）に間に合うよう早めに送付**してください。

年度更新の手続

メリット制適用事業場の申告

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。メリット制が適用となる委託事業場については、当該事業場の枝番号ごとに申告書を作成します。

● **令和8年度の概算保険料からメリット制が適用となる事業場**

【令和7年度の確定保険料】

基準となる労災保険率（事業の種類ごとに定められた労災保険率）により、労災保険料を算出してください。

【令和8年度の概算保険料】

今年度送付した「令和8年度労災保険率決定通知書」に記載されているメリット料率により、労災保険料を算出してください。

● **令和8年度の概算保険料からメリット制が非適用となる事業場**

【令和7年度の確定保険料】

昨年度送付した「令和7年度労災保険率決定通知書」に記載されているメリット料率により、労災保険料を算出してください。

【令和8年度の概算保険料】

基準となる労災保険率（事業の種類ごとに定められた労災保険率）により、労災保険料を算出してください。

※この場合、令和8年度の概算保険料は、本体（枝番号「000」）に含めて申告してください。

海外派遣者（第3種特別加入者）の申告

海外派遣者の特別加入については、当該事業の枝番号（「301」から「399」まで）ごとに申告書を作成します。

必要な書類

→ 事務手続
一覧表

申告書内訳の記載例及び注意事項

【注意事項】

一括有期事業であって、下請工事のみのため、一般保険料に係る確定保険料が0円になる場合は、下請事業に使用した労働者数を記載することとなります。

※常時使用労働者に特別加入者は含みません。

口座振替納付を認められた事務組合は1枚目に朱書で表示してください。

年度更新期間中に給付基礎日額の変更を行う場合は、**7月10日(必着)**となります。

組様式第6号(甲)

労働保険番号A		府県	産業	管轄	基幹番号	令和7年度確定 令和8年度概算		保険料・一般拠出金申告書内訳										第1種特別加入者			
①労働保険番号の枝番号	②事業場の名所	③業種	④労働者数	⑤関係区分	令和6年度確定保険料・令和7年度概算保険料(増額・減額)		⑧雇用保険	⑨確定保険料(規模区分別)合計額(⑩+⑪)		⑫申告済概算保険料(第1種特別加入者除外)		令和7年度概算保険料		⑭合計(⑮+⑯)		第1種特別加入者					
					⑥労災保険	⑦労災保険率		⑩労災保険	⑪雇用保険	⑫労災保険	⑬雇用保険	⑰労災保険	⑱雇用保険	⑲氏名	⑳令和5年度の給付基礎日額	㉑適用月数	㉒区分	㉓令和4年度からの給付基礎日額	㉔適用月数		
001	〇〇工業株式会社	6:3:0:1	14	両保	14.5	3.5	14.5	14.5	14.5	1.061	1,152,780	401,914	636,434	1,038,348	〇〇〇〇	12,000	12	14,000	12		
004	〇〇貴金属	6:4:0:1	14	両保	14.5	3.5	14.5	14.5	14.5	249	188,875	43,698	181,032	224,730	〇〇〇〇	10,000	12	10,000	12		
005	〇〇皮革株式会社	6:4:0:1	7	両保	14.5	3.5	14.5	14.5	14.5	398	227,707	14,313	242,020	〇〇〇〇	18,000	6	14,000	12			
006	〇〇印刷株式会社	4:6:0:1	4	両保	14.5	3.5	14.5	14.5	428	316,588	105,823	216,238	321,861	〇〇〇〇	14,000	12	14,000	12			
011	〇〇運送	7:2:0:3	8	両保	14.5	8.5	14.5	14.5	432	361,446	281,453	377,000	658,453	〇〇〇〇	14,000	9	14,000	12			
012	〇〇ビル株式会社	9:3:0:1	5	両保	14.5	6	14.5	14.5	54	0	96,000	232,000	328,000	〇〇〇〇	14,000	12	14,000	12			
013	〇〇めっき株式会社	5:5:0:1	10	両保	14.5	6.5	14.5	14.5	1,130	150,184	400,562	730,234	1,130,796	〇〇〇〇	14,000	12	14,000	12			
014	〇〇組合	9:4:1:6	5	両保	14.5	3	14.5	14.5	224	134,400	48,930	162,400	211,330	〇〇〇〇	14,000	12	14,000	12			
小計			68	両保	14.5	7	14.5	14.5	3,808,305	9,895,576	188,931	3,976	2,511,950	1,378,180	2,535,338	3,913,518					

※(一般拠出金に係る賃金総額)については、(一)労災保険に係る賃金総額、(二)と同等を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に設立した一般労働者等については、一般拠出金算定対象にはなりません。

(郵便番号) 753-xxxx (電話番号) 083-xxxxxx番

労働保険事業組合の名称 労働保険事務組合 〇〇組合 所在地 山口市〇〇町x-x-x 事務担当者 〇〇〇

代表者の氏名 組合長 〇〇〇

母体団体は括弧をつけてください。

check!

申告書内訳で変更できるのは、中小事業主等の特別加入者の「給付基礎日額のみ」です(特別加入者の加入・脱退は各種届出が必要になります)。

【注意事項】

年度の途中に増減額訂正申告を提出した事業場も忘れずに記載してください。

労災保険と雇用保険の基礎賃金額が同額の場合

基礎賃金総額に**労災保険率と雇用保険率を合算した料率を乗じた額**が労働保険料となります。

なお、このように算出した労働保険料は、労災保険料と雇用保険料を別々に算出した後に、**合算した額に比べて1円多くなる場合がありますが、この1円については、労災保険料に加算**してください。

<計算例> 労災保険率が3.5/1000 雇用保険率が14.5/1000の場合

$$12,485千円 \times (3.5/1000 + 14.5/1000) = 224,730円$$

<内訳>
 労災保険: 12,485千円 × 3.5 = 43,697.5 (1円未満端数切捨て) ⇒ 43,697円 ⇒ **1円加算** ⇒ 43,698円
 雇用保険: 12,485千円 × 14.5 = 181,032.5 (1円未満端数切捨て) ⇒ 181,032円
合計: 224,730円

年度途中に委託を受けたとき

☑ 委託を受けたとき

年度途中において新たに委託を受け、その委託を承認した場合には、「保険関係成立届（事務処理委託届）」（以下「成立届」といいます。）を管轄する安定所又は監督署を経由して労働局に提出してください。

● 増額訂正の申告

委託事業主から労働保険料等算定基礎賃金等の報告（以下「賃金等の報告」といいます。）を求め、これに基づき、新規委託事業に係る保険料・一般拠出金申告書内訳（以下「申告書内訳」といいます。）を作成し、すでに提出済みの「申告書」の増額訂正の申告と同時に、概算保険料を納付してください。

● 委託事業主がすでに個別加入している場合

個別加入の事業に付与されている労働保険番号を用いて、保険年度末までの確定保険料の申告・納付の手続は、概算保険料申告を行った労働局で行い、**翌年度概算保険料の申告・納付から事務組合**で一括処理することになります。（この場合、成立届のみを提出します。）

ただし、申告書を提出済みの個別事業主から、**中小事業主等の特別加入の委託も併せて受けた場合は、個別事業を確定精算し、当該年度から事務組合で一括処理してください。**

なお、一括有期事業の事業主から委託を受けた場合は、「一括有期事業報告書」の報告を求めなければなりません。

☑ 中途成立の場合の申告書提出期限と納期限

		第1期				第2期				第3期			
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
保険関係成立日(委託日)		4/1~5/31		6/1~9/30				10/1~3/31					
提出期限		◆		各月の翌月15日※				各月の翌月15日※					
納付回数		3回		2回				1回(延納できない)					
納期限	第1期	★		—				—					
	第2期	11/14		★				—					
	第3期	2/14		2/14				★					

★保険関係成立日の翌日から起算して50日以内のため、現年度内での遡及適用の場合、速やかに納付してください。

注) 申告書の提出時期を過ぎると、送付される第2・3期分の納付書に増額が反映されていない場合があります。その場合は、手書きの納付書にて納付する等の対応をお願いします。

※9月委託のみ **10月6日まで**の提出をお願いします。年度内の受付は**2月26日まで**となります。

提出が間に合わないものは、年度更新時に申告を行ってください。

◆4/1~5/31成立は、年度更新時に含めて申告してください。

年度更新に間に合わなかった場合は、年度更新後、速やかに増額訂正書類を提出してください。

☑ 必要な書類

☑ 納付方法

→ 事務手続
一覧表

→ 納付方法

増額訂正申告（申告書）の記載例

6月1日から9月30日までの成立の場合の例

枝番号	保 険 料 総 額				差 引	合 計	増減前		増減前		増減前	
	増 減 前		増 減 後				差引額	1 期	差引額	2 期	差引額	3 期
	増	減	前	後			増減後	増減後	増減後	増減後	増減後	
100 増額	計	0	計	30,525	計	30,525	0	0	0	0	0	
	労	0	労	4,950	労	4,950	[30,525]	[0]	[15,263]	[15,262]		
	雇	0	雇	25,575	雇	25,575	30,525	0	15,263	15,262		
101 増額	計	0	計	28,453	計	28,453	0	0	0	0	0	
	労	0	労	6,753	労	6,753	[28,453]	[0]	[14,227]	[14,226]		
	雇	0	雇	21,700	雇	21,700	28,453	0	14,227	14,226		
合計	計	0	計	58,978	計	58,978	0	0	0	0	0	
	労	0	労	11,703	労	11,703	[58,978]	[0]	[29,490]	[29,488]		
	雇	0	雇	47,275	雇	47,275	58,978	0	29,490	29,488		

※申告書の上部余白に「増額訂正」と記載してください。

【②欄】
除した額に余りが生じた場合は、その余りを加えた額を(り)に記載してください。

増額後の概算保険料額

増額前の概算保険料額

増額分

増額訂正申告（申告書内訳）の記載例

6月1日から9月30日までの成立の場合の例

枝番号	保険料総額		差引	合計	増減前		増減前		増減前	
	増減前	増減後			1期	2期	3期	差引額	差引額	差引額
								増減後	増減後	増減後
100 増額	計	0	計	30,525	計	0	計	0	計	0
	労	0	労	4,950	労	4,950	[0	[15,263
	雇	0	雇	25,575	雇	25,575]	0]	15,262
101 増額	計	0	計	28,453	計	0	計	0	計	0
	労	0	労	6,753	労	6,753	[0	[14,227
	雇	0	雇	21,700	雇	21,700]	0]	14,226
合計	計	0	計	58,978	計	0	計	0	計	0
	労	0	労	11,703	労	11,703	[0	[29,490
	雇	0	雇	47,275	雇	47,275]	0]	29,488

※申告書内訳の上部余白に「増額訂正」と記載してください。

組様式第6号(甲)

労働保険番号A		府県	管轄	基幹番号	令和〇年度確定— 令和〇年度概算		保険料・一般拠出金申告書内訳		増額訂正 1枚のうち1枚目														
① 労働保険番号の枝番号	② 事業場の名所	③ 業種	④ 実用労働者	⑤ 被保険者	⑥ 関係区分	⑦ 賃金総額	⑧ 労災保険率	⑨ 保険料(⑦×⑧)	⑩ 賃金総額	⑪ 雇用保険率	⑫ 一般保険料(⑩×⑪)	⑬ 確定保険料(規模区分別合計額(⑨+⑫))	⑭ 賃金総額	⑮ 一般拠出金(⑭×/1000)	⑯ 申告済概算保険料(一般保険料+第1種特別加入保険料)	⑰ 労災保険(保険料)	⑱ 雇用保険(一般保険料)	⑲ 合計(⑰+⑱)	第1種特別加入者				
100	株式会社〇〇	9416	1	1	高保 労災 雇用	1,650 千円	3	4,950 円	1,650 千円	15.5	25,575 円	30,525 円	千円	円	円	円	円	円	〇年〇月〇日 新規成立	〇〇	〇〇	3,500	8
101	△△株式会社	9801	1	1	高保 労災 雇用	1,400 千円	3	4,200 円	1,400 千円	15.5	21,700 円	28,453 円	千円	円	円	円	円	円	〇年〇月〇日 新規成立				
〇年〇月〇日納付予定																							
小計						11,703		47,275			58,978	58,978											

*⑬(一般拠出金算定に係る賃金総額)については、⑩(労災保険に係る賃金総額)の(一)と同様を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一時的有期事業については、一般拠出金算定対象にはなりません。

(郵便番号 753-xxxx)

電話番号(083)-(xxxx)xxxx番

労働保険事業組合の名称 労働保険事務組合 〇〇組合

所在地 山口市〇〇町x-x-x

代表者の氏名 組合長 〇〇 〇〇

事務担当者 氏名 〇〇 〇〇

労働局用

年度途中で委託を解除したとき

☑ 委託を解除したとき

年度途中において労働保険事務の処理の委託を解除した場合には、「事務等処理委託解除届」（以下「委託解除届」といいます。）を管轄する安定所又は監督署を経由して労働局に提出してください。

●減額訂正の申告

委託事業主から「賃金等の報告」を求め、これに基づき、委託解除事業に係る「申告書内訳」を作成し、委託解除時までに係る賃金の総額により算定した確定保険料の額が概算保険料の額を超える場合は、その差額の交付を受けて、減額訂正の申告と同時に、確定保険料の不足額を納付してください。

なお、概算保険料の額が委託解除時までの確定保険料の額を超える場合は、その差額について還付することになります。

委託解除時までに係る賃金の総額により算定した「一般拠出金」については、減額訂正の申告と同時に納付してください。

☑ 委託解除の場合の申告書提出期限と納期限

保険料が確定した日		年度更新後～9月15日	9月16日～12月15日	12月16日～3月31日
提出期限		9月30日	12月28日	要相談※
減額方法	第1期	—	—	原則、年度更新時に確定精算
	第2期	減額	—	
	第3期	減額	減額	
納期限		保険関係消滅の日（委託解除日の翌日）から50日以内		

注）申告書の提出期限を過ぎると、送付される第2・3期分の納付書に減額が反映されない場合があります。その場合は、手書きの納付書で納付する等の対応をお願いします。

※年度内の受付は**12月28日まで**となります。（それ以降に減額訂正を提出する場合は、事前に相談してください。）

3期まで納付している委託事業場について、還付が生じる場合は、労働保険徴収室にご相談ください。

☑ 必要な書類

→ 事務手続一覧表

☑ 納付方法

→ 納付方法

減額訂正における返還の考え方とイメージ

☑ 返還の考え方とイメージ

委託を解除した場合には、委託解除時までに係る賃金の総額により確定保険料を算定しますが、確定保険料の額が納付した概算保険料の額を下回る場合は、その差額について還付が生じることになります。

ここでは、B社を例に事務組合の内部で行う**返還**について解説します。

年度途中で減額訂正をした場合の例

	1期	2期	3期
A社	○	○	○
B社	○	●	
C社	○	○	○
全体の納付額	○○○	○○●	○○ 引く ●

●返還すべき額

【Point】
減額訂正により、当該保険年度の概算保険料の額（納付すべき額）を減額し、返還の原資を得る。

減額訂正の申告により、当該保険年度の概算保険料の額（納付すべき額）を減額します。

B社は、すでに2期の概算保険料まで納付しているため、2期を減額することはできません。したがって、過納額「●」は3期から減額します。

これにより、3期の領収額からB社に返還する原資を得ることができます。

**※減額となる事業場に滞納がある場合は、上記と異なります。
詳しくは、労働保険徴収室にお問い合わせください。**

年度途中で減額訂正ができなかった場合の例

	1期	2期	3期
A社	○	○	○
B社	○	○	●
C社	○	○	○
全体の納付額	○○○	○○○	○○●

●返還すべき額

年度更新	1期
	○
	●
	○
	○○● 充当

委託解除の時期などによっては、減額訂正の申告をせずに、年度更新の際に精算することがあります。

B社は、すでに3期の概算保険料まで納付しているため、過納額は翌年度へ充当されます。

これにより、翌年度1期の納付すべき額がB社の充当額ほど減額されたことになるため、1期の領収額からB社に返還する原資を得ることができます。

減額訂正申告（申告書）の記載例

年度更新後から9月15日までに保険料が確定した場合の例

枝番号	保 険 料 総 額				差 引	合 計	増減前		増減前		増減前		一般拠出金	
	増 減 前		増 減 後				差引額	1 期	差引額	2 期	差引額	3 期		差引額
	増	減	前	後										
80 減額	計	30,583	計	30,691	計	108	30,583	10,195	10,194	10,194		33		
	労	4,950	労	4,977	労	27	[108]	[0]	[10,302]	[△ 10,194]				
	雇	25,633	雇	25,714	雇	81	30,691	10,195	20,496	0				
85 減額	計	57,350	計	27,750	計	△ 29,600	57,350	19,118	19,116	19,116		30		
	労	9,300	労	4,500	労	△ 4,800	[△ 29,600]	[0]	[△ 10,484]	[△ 19,116]				
	雇	48,050	雇	23,250	雇	△ 24,800	27,750	19,118	8,632	0				
合計	計	87,933	計	58,441	計	△ 29,492	87,933	29,313	29,310	29,310		63		
	労	14,250	労	9,477	労	△ 4,773	[△ 29,492]	[0]	[△ 182]	[△ 29,310]				
	雇	73,683	雇	48,964	雇	△ 24,719	58,441	29,313	29,128	0				

※申告書の上部余白に「減額訂正」と記載してください。

【減額の考え方】
 概算保険料の減額は、委託事業場の期別納付額を限度として、**3期から順に減額**しますが、「枝番号080」の例のように、確定保険料の額が概算保険料の額を上回る場合には、3期を減額の上、2期に上乗せして納付することとなります。

減額後の概算保険料額: 1 8 7 4 3 5 8
減額前の概算保険料額: 1,903,850
減額分: △182

Other visible values in the form include: 1030059, 634,616, 634,434, 605,306, 753, 083, 63, and 63.

減額訂正申告（申告書内訳）の記載例

年度更新後から9月15日までに保険料が確定した場合の例

枝番号	保険料総額				差引	合計	増減前		増減前		増減前		一般拠出金
	増減前		増減後				1期	差引額	2期	差引額	3期	差引額	
	計	労	計	労									
80 減額	計	30,583	計	30,691	計	108	30,583	10,195	10,194	10,194		33	
	労	4,950	労	4,977	労	27	[108]	[0]	[10,302]	[△ 10,194]			
	雇	25,633	雇	25,714	雇	81	30,691	10,195	20,496	0			
85 減額	計	57,350	計	27,750	計	△ 29,600	57,350	19,118	19,116	19,116		30	
	労	9,300	労	4,500	労	△ 4,800	[△ 29,600]	[0]	[△ 10,484]	[△ 19,116]			
	雇	48,050	雇	23,250	雇	△ 24,800	27,750	19,118	8,632	0			
合計	計	87,933	計	58,441	計	△ 29,492	87,933	29,313	29,310	29,310		63	
	労	14,250	労	9,477	労	△ 4,773	[△ 29,492]	[0]	[△ 182]	[△ 29,310]			
	雇	73,683	雇	48,964	雇	△ 24,719	58,441	29,313	29,128	0			

※申告書内訳の上部余白に「減額訂正」と記載してください。

組様式第6号(甲)

労働保険番号 A		令和○年度確定		令和○年度概算		保険料・一般拠出金申告書内訳		減額訂正														
353019300000		令和○年度確定		令和○年度概算		保険料・一般拠出金申告書内訳		1枚のうち1枚目														
① 労働保険番号の枝番号	② 事業場の名所	③ 業種	④ 関係区分	⑤ 労働者	⑥ 労働関係	⑦ 賃金総額	⑧ 労災保険率	⑨ 保険料 (⑦×⑧)	⑩ 賃金総額	⑪ 雇用保険率	⑫ 一般保険料 (⑩の(ハ)×⑪)	⑬ 確定保険料 (規模区分別) 合計額 (⑨+⑫)	⑭ 賃金総額	⑮ 一般拠出金 (⑭×0.02/1000)	⑯ 申告済概算保険料 (第1種特別加入保険料)	⑰ 労災保険料 (第1種特別加入を含む)	⑱ 雇用保険料 (一般保険料)	⑲ 合計 (⑰+⑱)	第1種特別加入者			
080	株式会社〇〇	9801	1	1	高保労災雇用	1,659	3	4,977	1,659	15.5	25,714	30,691	1,659	33								
	確定額				高保労災雇用	1,659	3	4,977	1,659	15.5	25,714	30,691	1,659	33								
	差額				高保労災雇用			27			81	108										
085	〇〇〇〇	9421	1	1	高保労災雇用	1,500	3	4,500	1,500	15.5	23,250	27,750	1,500	30								
	確定額				高保労災雇用	1,500	3	4,500	1,500	15.5	23,250	27,750	1,500	30								
	差額				高保労災雇用			4,800			24,800	29,600										
小計								4,773			24,719	29,492		63								

一般拠出金については、委託事業主から交付を受けて、減額訂正の申告と同時に納付してください。

*⑮（一般拠出金算定に係る賃金総額）については、⑦（労災保険に係る賃金総額）の（一）と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した一括有期事業については、一般拠出金算定対象にはなりません。

(郵便番号 753-xxxx) 電話番号(083)-(xxxx)xxxx番

労働保険事業組合の名称 労働保険事務組合 〇〇組合

所在地 山口市〇〇町x-x-x

代表者の氏名 組合長 〇〇 〇〇

事務担当者の氏名 〇〇 〇〇

労働局用

【注意事項】

年度更新の際は、減額訂正の申告をした事業場の分も忘れずに記載してください。

滞納がある場合の減額訂正申告（申告書）の記載例

確定保険料が納付した概算保険料の額を上回る場合

委託事業場の期別納付額を限度として、3期から順に減額します。

年度更新後から9月15日までに保険料が確定した場合の例

枝番号	概算保険料・確定保険料・一般拠出金の額			合計	増減前			増減前			増減前		
	概算保険料	確定保険料	一般拠出金		差引額	1期	差引額	2期	差引額	3期	差引額	増減後	増減後
060 減額	300,000	120,000	220	300,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
				[△ 180,000]	[0]	[△ 80,000]	[△ 100,000]						
				120,000	100,000	20,000	0	20,000	0	0			



【委託事業場】		合計	第1期分	第2期分	第3期分	
減額	180,000円	減額前の概算保険料	300,000	100,000	100,000	100,000
納付未済額		確定保険料	120,000	100,000	20,000	0
第1期 滞納	20,000円	納付した概算保険料の額	80,000	80,000	0	0
第2期	20,000円	滞納額	20,000	20,000	0	0

【事務組合】		合計	第1期分	第2期分	第3期分	
減額	180,000円	減額前の概算保険料	2,400,000	800,000	800,000	800,000
納付未済額		減額後の概算保険料	2,220,000	800,000	720,000	700,000
第1期 滞納	20,000円	納付した概算保険料の額	780,000	780,000	0	0
		滞納額	20,000	20,000	0	0

一般拠出金については、委託事業主から交付を受けて、減額訂正の申告と同時に納付してください。

⑲ 申告済概算保険料額 2,400,000 円

⑳ 増加概算保険料額 (⑲の(イ) - ⑲) △180,000 円

㉑ 法人番号

㉒ 期別納付額

第1期初又は 第2期	(イ) 概算保険料額 (⑲の(イ) + ⑳ + 次期 以降の円未満端数)	(ロ) 労働保険料充当額 (⑲の(イ) - ⑲の(ロ))	(ハ) 不足額 (㉒の(ハ))	(ニ) 今期労働保険料 (⑲の(イ) - (ロ) 又は (イ) + (ハ))	(ホ) 一般拠出金充当額 (⑲の(イ) - 一般拠出金分のみ)	(ヘ) 一般拠出金額 (⑲の(ヘ) - ⑲の(ホ))	(ト) 今期納付額 ((ニ) + (ヘ))
第2期	800,000 円	80,000 円		720,000 円		220 円	
第3期	800,000 円	100,000 円		700,000 円			

㉓ 事業又は作業の種類

㉔ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

㉕ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉖ 所在地 (イ) (ロ) 名称

㉗ 郵便番号 753-xxxx (イ) 住所 (法人のときは法人の事務所所在地) 山口市〇〇町x-xx

㉘ 電話番号 (083)xxx-xxxx

㉙ 事業主 (イ) 名称 労働保険事務組合 〇〇組合 (ハ) 氏名 組合長 〇〇 〇〇

㉚ 保険関係成立年月日

㉛ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 撤廃 (4) 労働者なし (5) その他

滞納がある場合の減額訂正申告（申告書）の記載例

確定保険料が納付した概算保険料の額を下回り還付が生じる場合

委託事業場の期別納付額を限度として、3期から順に減額します。
 なお、2期まで減額し、残余がある場合は、1期の滞納額を上限として減額します。
 これを「減額充当」といいます。

年度更新後から9月15日までに保険料が確定した場合の例

枝番号	概算保険料・確定保険料・一般拠出金の額			合計	増減前		増減前		増減前	
	概算保険料	確定保険料	一般拠出金		1期	差引額	2期	差引額	3期	差引額
						増減後		増減後		増減後
060 減額	300,000	60,000	200	300,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
				【 △ 240,000 】	【 △ 20,000 】	【 △ 120,000 】	【 △ 100,000 】			
				60,000	80,000	△ 20,000	0			



【委託事業場】		合計	第1期分	第2期分	第3期分	
減額	240,000円	減額前の概算保険料	300,000	100,000	100,000	100,000
		確定保険料	60,000	80,000	△ 20,000	0
納付未済額		納付した概算保険料の額	80,000	80,000	0	0
第1期 滞納	20,000円	滞納額	20,000	20,000	0	0

還付額から一般拠出金に充当し、事務組合保管金より19,800円を還付

【事務組合】		合計	第1期分	第2期分	第3期分	
減額	240,000円	減額前の概算保険料	2,400,000	800,000	800,000	800,000
		減額後の概算保険料	2,160,000	780,000	680,000	700,000
納付未済額		納付した概算保険料の額	780,000	780,000	0	0
第1期 滞納	20,000円	滞納額	20,000	20,000	0	0

【減額の内訳】

- ① 第3期分 100,000円
- ② 第2期分 100,000円
- ③ 第1期分 滞納 20,000円
- ④ 第1期分を減額し、なお残余があるため、2期分20,000円を減額

一般拠出金については、事務組合保管金より納付してください。

⑱ 申告済概算保険料額	2,400,000 円
⑳ 増加概算保険料額 (⑱の(イ) - ⑲)	△ 240,000 円
㉑ 法人番号	
㉒ 期別納付額	
㉓ 第1期又は 第2期又は 第3期	800,000 円
㉔ 第1期又は 第2期又は 第3期	20,000 円
㉕ 第1期又は 第2期又は 第3期	780,000 円
㉖ 第1期又は 第2期又は 第3期	200 円
㉗ 第1期又は 第2期又は 第3期	800,000 円
㉘ 第1期又は 第2期又は 第3期	120,000 円
㉙ 第1期又は 第2期又は 第3期	680,000 円
㉚ 第1期又は 第2期又は 第3期	800,000 円
㉛ 第1期又は 第2期又は 第3期	100,000 円
㉜ 第1期又は 第2期又は 第3期	700,000 円
㉝ 事業又は 作業の種類	
㉞ 郵便番号	753-xxxx
㉟ 電話番号	(083)xxx-xxxx
㊱ 住所	山口市〇〇町x-x
㊲ 名称	労働保険事務組合 〇〇組合
㊳ 氏名	組合長 〇〇 〇〇

確定保険料の申告を訂正するとき

確定保険料を少なく申告していたとき

委託事業主から「賃金等の報告」を求め、これに基づき、「申告書内訳」を作成し、すでに提出済みの「申告書」の修正申告（確定変更）と同時に、確定保険料の不足額を納付してください。

確定保険料を多く申告していたとき

委託事業主から「賃金等の報告」を求め、これに基づき、「申告書内訳」を作成し、すでに提出済みの「申告書」の修正申告（確定変更）を行ってください。

労働局では、申告内容の調査を行い、納め過ぎの保険料があると認めた場合には、還付請求書の提出により保険料を還付することになります。

なお、この調査は、原則として、事務組合事務所への呼出しによる調査を実施します。

注意事項

労働保険料等の還付を受ける権利は、**2年**を経過したときは、時効によって消滅することとなっておりますので、早めに手続を行ってください。

●時効の起算日

原則として、6月1日です。

ただし、申告書が納期限内に提出されたときは、修正すべき申告書の提出日の翌日が時効の起算日となります。

必要な書類

→ 事務手続
一覧表

納付方法

→ 納付方法

保険料等の還付

還付請求が必要となる場合

- ・年度更新時において、概算保険料及び一般拠出金への充当後に残余がある場合
- ・減額訂正申告において、納付した概算保険料の額が確定保険料の額を上回り残余がある場合
- ・確定変更申告において、減額となる場合

※事務組合保管金より返還が可能な場合は、「還付請求書」を提出する必要はありません。

注意事項

労働保険料等の還付を受ける権利は、**2年**を経過したときは、時効によって消滅することとなっておりますので、早めに手続を行ってください。

還付請求書の記載要領及び記載例

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

様式第8号(第36条関係) 労働保険 労働保険料 労働保険料 還付請求書 労働保険料 一般拠出金

① 還付金の払込先(銀行) 労働保険料等への充当額(金融機関のない場合は郵便局)

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「〒」記号を付さないで下さい

③ 労働保険料等への充当額内訳

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
3530193000000000	2 年度(概算) 確定、退職金、延滞金、一般拠出金	2,735,848円
3530193000000000	2 年度、概算、確定、退職金、延滞金、一般拠出金	3,354円
	年度、概算、確定、退職金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、退職金、延滞金、一般拠出金	
	年度、概算、確定、退職金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します。
8年11月12日

事務主 名称 労働保険事務組合 ○○組合 記名押印又は署名
氏名 組合長 ○○ ○○ (法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

事務組合の名称等を記載してください。

必要な書類

→ 事務手続
一覧表

納付方法

現金で納付するとき

領収済通知書（納付書）を使用し、最寄りの金融機関・郵便局窓口で納付してください。

注意事項

- ①金額の訂正はできません。書き損じたときは、新しい納付書を使用してください。
- ②金額の前に必ず「¥」記号を付してください。
- ③「納付の目的」及び「収納区分」の各欄の記載をしてください。
(あらかじめ印書されている場合を除く。)
- ④延納（分割納付）の申告において、一括納付する事業場がある場合には、**期別ごと**に納付書を作成してください。
- ⑤増額訂正の申告に係る労働保険料は、**期別ごと**に納付書を作成してください。

納付書の記載要領及び記載例

【滞納保険料等以外を納付する場合】

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

30820 山口労働局 00075558 労働保険特別会計 0847 学生労働者 6118 平成 08 年度

収納区分: 21 (概算1期)

納付の目的: 労働保険料等

金額: ¥8,893.4

あて先: 〒753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館 山口労働局労働保険特別会計歳入徴収官

納付の場所: 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

労働保険事務組合 ○○組合
組合長 ○○ ○○

※ 滞納保険料等以外を納付する場合、口座振替番号は「0000」を記載し、労働保険料等納付の旨を記載してください。

※ 滞納保険料等を納付する場合、労働保険料等納付の旨を記載し、労働保険料等納付の旨を記載してください。

帳票種別30840も同様の扱いです。

メリット制適用事業場、海外派遣者の特別加入は枝番号を記載

確認のため記載をお願いします。

ゴム印を使用する場合は、3枚とも押印してください。

【滞納保険料等を納付する場合】

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

30820 山口労働局 00075558 労働保険特別会計 0847 学生労働者 6118 平成 08 年度

収納区分: 62 (確定不足)

納付の目的: 労働保険料等

金額: ¥2,761

あて先: 〒753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館 山口労働局労働保険特別会計歳入徴収官

納付の場所: 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

労働保険事務組合 ○○組合
組合長 ○○ ○○

※ 滞納保険料等以外を納付する場合、口座振替番号は「0000」を記載し、労働保険料等納付の旨を記載してください。

※ 滞納保険料等を納付する場合、労働保険料等納付の旨を記載し、労働保険料等納付の旨を記載してください。

- ※収納区分
- 21 概算1期
 - 22 概算2期
 - 23 概算3期
 - 62 確定不足
 - 72 一般拠出金

事業場の枝番号を記載

口座振替納付

☑ 口座振替納付とは

労働保険料等を、あらかじめ届出のあった事務組合の口座から引き落とし、納付するものです。

☑ 口座振替のメリット

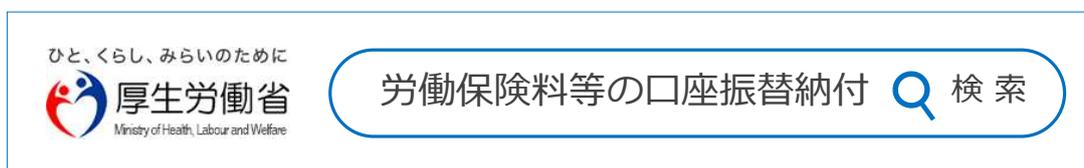
- ・ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・ 手数料はかかりません。
- ・ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます。



通常の納期限	令和8年7月10日	令和8年11月16日	令和9年2月15日
口座振替納付日	令和8年9月7日	令和8年11月16日	令和9年2月15日

☑ 口座振替の申込手続

口座振替の申込手続については、厚生労働省のホームページを参照してください。



☑ 振替不納が生じた場合

対象となる振替納付期日の**6営業日前までに、緊急停止依頼書**を郵送又はFAXしてください。
なお、委託事業主から納付すべき労働保険料等の交付がなかった場合は、滞納となりますので、「労働保険料等滞納事業場報告書」（以下「滞納事業場報告書」といいます。）を提出の上、通常の納付書により納付してください。

→ 様式一覧

☑ 注意事項

個別に申告書を作成している事業場（メリット制が適用される事業場など）が、前年度中に事業廃止となった場合は、口座振替の対象とならないため、通常の納付書により納付してください。

主な事業廃止事由 … ①事業場の廃止 ②委託換え ③個別加入

報奨金制度

報奨金とは

事務組合の最も重要な業務は、事業主からの委託を受けて適正な申告・納付をしていただくことです。こうしたことから、労働保険料等の納付状況が著しく良好な事務組合には、予算の範囲内で報奨金を交付し、事務組合の普及発展と小規模事業への労働保険の適用を促進することとしています。

報奨金の交付要件

事務組合が事業主の委託を受けて納付する労働保険料等の納付状況が、次のすべての要件に該当する場合に交付されます。

- ①7月10日において、前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。
- ②前年度の労働保険料等について、財産差押えなどの滞納処分を受けたことがないこと。
- ③偽りその他不正の行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ又はその還付を受けたことがないこと。

交付申請の手続

報奨金の交付を受けようとするときは、「区分経理に係る書類」1部を7月10日までに、「労働保険事務組合報奨金交付申請書」2部を10月15日までに提出してください。

※令和2年度の申請分から「区分経理に係る書類」の提出期限を変更しています。 **check!**

報奨金の交付申請手続については、パンフレット「[-報奨金についてのお知らせ-](#)」を参照してください。

必要な書類

山口労働局では、上記のほか「[報奨金の使途に係る確認事項](#)」を7月10日までに、提出をしていただくこととなります。

→ 事務手続
一覧表

→ 様式一覧



報奨金の使途に係る確認事項

審査にあたって、報奨金の支出内容が、「厚生労働省の定める支出内容」に合致しているかを確認するため、報奨金交付申請書を提出する際に添付してください。

事務組合名	前年度報奨金交付額
労働保険事務組合 ○○組合	2,000,000円

1 事務組合所属労働者に対する賃金【兼務者の場合】

1日の所定労働時間の半分以上を事務組合の業務に充てている。(専従者を含む。)

氏名	所定労働時間(日)	事務組合業務 従事時間(日)	年間給与総額	報奨金を充てた額
	時間	約 時間	円	円
	時間	約 時間	円	円
	時間	約 時間	円	円
計			円	円

通年、事務組合の業務に従事しているが、1日の所定労働時間の半分未満を事務組合の業務に充てている。

【兼務者が2人以上でモデルケースを用いた場合】

①全体の事務量を算出する。⇒ 66.5人日×年度更新時の委託事業場数〔200〕÷100=《133》人日

②年間労働日数を超えない範囲で概ねの割合を平均化し、業務量を算出する。

氏名	所定労働 時間(日)	事務組合 業務従事 時間(日)	(A) 年間 給与総額	(B) 年間 勤務日数	全体の事務量《 》		A÷B×C	報奨金を 充てた額
					割合 (%)	(C) 業務量		
○○ ○○	8	3	2,400,000	240	60	79.8	798,000	665,000
△△ △△	8	3	2,400,000	240	40	53.2	532,000	460,000
計							1,330,000	1,125,000

事務組合の業務が年度更新や納付督促時期等に限定されており、かつ、1日の所定労働時間の半分未満を事務組合の業務に充てている。

【兼務者が2人以上でモデルケースを用いた場合】

①全体の事務量を算出する。⇒ 46.0人日×年度更新時の委託事業場数〔 〕÷100=《 》人日

②年間労働日数を超えない範囲で概ねの割合を平均化し、業務量を算出する。

氏名	所定労働 時間(日)	事務組合 業務従事 時間(日)	(D) 年間 給与総額	(E) 年間 勤務日数	全体の事務量《 》		D÷E×F	報奨金を 充てた額
					割合 (%)	(F) 業務量		
計								

通年、事務組合の業務に従事しているが、1日の所定労働時間の半分未満を事務組合の業務に充てている。

【兼務者が1人でモデルケースを用いた場合】

66.5人日又は46.0人日×年度更新時の委託事業場数〔 〕÷100=《 》人日

氏名	所定労働時間(日)	事務組合業務従事時間(日)	(G)年間給与総額	(H)年間勤務日数	(I)事務量《 》人日	G÷H×I	報奨金を充てた額

2 事務組合事務所の賃貸借料

貸主	賃貸借料	按分方法	支出対象額	報奨金を充てた額
〇〇株式会社	1,000,000 円/年	面積40㎡のうち8㎡を使用 面積・人数・その他	200,000 円	200,000 円

3 労働保険料の徴収に係る旅費

氏名	金額	氏名	金額
〇〇 〇〇	30,000円		円
	円		円
	円	合計	30,000円

4 その他事務組合の運営に必要な経費

<input type="checkbox"/> 事務委託費	円	
<input type="checkbox"/> 報酬費	円	
<input type="checkbox"/> 顧問料	円	
<input checked="" type="checkbox"/> 各種積立金	200,000円	「厚生労働省の定める支出内容」に合致する支出に充てられることを前提に積み立てられている場合は、支出対象とすることができます。
<input type="checkbox"/> 繰越金	円	翌年度において短期間で支出されることが前提とされている場合は、支出対象とすることができます。
<input type="checkbox"/> パソコン等購入・リース費用	円	按分不要
<input checked="" type="checkbox"/> 事務処理システム開発・維持経費等	200,000円	按分不要
<input type="checkbox"/> 各種会費負担金	円	
<input checked="" type="checkbox"/> 光熱水料等	200,000円	按分方法／職員数・面積
<input checked="" type="checkbox"/> 消耗品購入費	45,000円	母体団体等が購入後に配付を受けることとしている場合には、可能な限り按分してください。

1 から 4 の支出計

2,000,000

円

特別加入申請書の記載例及び注意事項

特別加入に係る加入時健康診断実施機関名簿

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
健康診断実施機関名簿 検索

様式第34号の7 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6か月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月以上	有機溶剤中毒健康診断

表に記載されている業務に、それぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

① 申請に係る事業の労働保険番号

府 県 所 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号
3 5 1 0 8 9 3 0 0 0 5 0 0 5

② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)
厚生労働塗装有限公司

③ 申請に係る事業
名称 (フリガナ) 厚生労働塗装有限公司
名称 (漢字) 厚生労働塗装有限公司
事業場の所在地 ○○市○-○-○

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 2 名

特別加入予定者	業務の内容	特定業務・給付基礎日額
フリガナ 氏名 コウセイ タロウ 厚生 太郎 生年月日 昭和41年 8月 20日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 3 役員 5 家族従事者 業務の具体的内容 一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン・エチルベンゼン) 労働者の始業及び終業の時刻 9時 00分 ~ 17時 30分 除染作業 1 有 3 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 昭和○年 10月 従事した期間の合計 30年間 6ヶ月 希望する給付基礎日額 18,000円
フリガナ 氏名 コウセイ ジロウ 厚生 次郎 生年月日 昭和52年 4月 5日	事業主との関係 (地位又は続柄) ①本人 ③役員 (取締役) 5 家族従事者 業務の具体的内容 同上 労働者の始業及び終業の時刻 9時 00分 ~ 17時 30分 除染作業 1 有 3 無 休憩時間 12:00~13:00	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成○年 8月 従事した期間の合計 20年間 8ヶ月 希望する給付基礎日額 14,000円

※この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

折り曲げる

労働者の所定労働時間及び休憩時間を記入してください

【注意事項】
事業主本人のほか役員など労働者以外の者がいるときは、業務に従事している人全員を包括して加入しなければなりません。
なお、事業主本人であっても、病気療養中、高齢その他の事情により実態として業務に従事していない場合は包括加入の対象から除くことができます。
※業務に従事していない事業主を特別加入の対象者としないうことを希望する場合には、「特別加入申請書」に「理由書」を添付してください。

⑥ 労働保険事務組合の証明
名称 労働保険事務組合 ○○組合
〒753-XXXX 電話 (083) XXX-XXXX
主たる事務所の所在地 山口市○○町×-××
代表者の氏名 組合長 ○○ ○○
○年 4月 5日

⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内)
○年 5月 1日

上記のとおり特別加入の申請をします。
○年 4月 21日
山口 労働局長 殿

事業主の住所 ○○市○-○-○
氏名 厚生労働塗装有限公司 代表取締役 厚生 太郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

保険料は、特別加入を希望する日の属する月より算定します。

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

特別加入に関する変更届の記載例及び注意事項

裏面に事務組合の名称と電話番号を記載してください。

様式第34号の8 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等)

特別加入脱退申請書

帳票種別
36241

特別加入の承認に係る事業
府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号
労働保険番号 **35108930005005**

事業の名称
厚生労働塗装有限公司

事業場の所在地
〇〇市〇-〇-〇

※裏面の注意事項を読んでから記載してください。
※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)

※受付年月日 7平成

今回の変更届に係る者 合計: **1** 人
内訳 (変更: 人、脱退: 人、加入: **1** 人) *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。

変更年月日 年 月 日	変更を生じた者のフリガナ氏名	中小事業主又は一人親方との関係(地位又は続柄)	業務又は作業の内容	
			変更前	変更後
年月日	フリガナ氏名		変更前	変更後
年月日	フリガナ氏名		変更前	変更後

記載事項のない欄には斜線を引いてください。

【注意事項】
業務に従事していなかった者が、業務に従事することになった場合は、その者を包括して加入しなければなりません。

特別加入予定者	業務又は作業の内容	特定業務・給付基礎日額
異動年月日 〇年7月3日 フリガナ氏名 コウセイ サブロウ 厚生 三郎 生年月日 昭和52年10月10日	業務又は作業の具体的内容 一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン・エチルベンゼン) 労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 9時00分～17時30分 休憩時間 12:00～13:00	除染作業 1有 3無 従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし 業務歴 最初に従事した年月 平成〇年4月 従事した期間の合計 14年間3ヶ月 希望する給付基礎日額 9,000円

変更決定を希望する日(変更届提出の翌日から起算して30日以内) **〇年7月3日**

脱退申請の場合

以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。

*申請の理由(脱退の理由) _____ *脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内) _____

上記のとおり **変更を生じたので届けます。**
特別加入脱退を申請します。

〒 **XXX-XXX** 電話 (**XXX**) **XXX-XXX**

〇年 **6** 月 **7** 日

住 所 **〇〇市〇-〇-〇**
 代表取締役 **厚生労働塗装有限公司 厚生 太郎**
 事業主の氏名 _____
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

山口 労働局長 殿

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

特別加入脱退申請書の記載例及び注意事項

裏面に事務組合の名称と電話番号を記載してください。

様式第34号の8 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届 (中小事業主等及び一人親方等) 特別加入脱退申請書

帳票種別 36241	◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。 ※印の欄は記載しないでください。(職員が記載します。)
特別加入の承認に係る事業 府 県 所 管 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 労働 保 険 3 5 1 0 8 9 3 0 0 0 5 0 0 5 番 号	※受付年月日 7平成 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 1~9月迄 1~9月迄 1~9月迄
事業の名称 厚生労働塗装有限公司	事業場の所在地 〇〇市〇-〇-〇

今回の変更届に係る者 合計: 人 内訳 (変更: 人、脱退: 人、加入: 人) *この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。	
変更届の場合(特別加入者に関する事項の変更)	変更年月日 年 月 日 変更を生じた者のフリガナ氏名 変更前の業務又は作業の内容 変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者
	※整理番号
	変更年月日 年 月 日 変更を生じた者のフリガナ氏名 変更前の業務又は作業の内容 変更後 1 本人 3 役員 5 家族従事者
	※整理番号
特別加入者(特別加入者でない者)のうち一部に変更がある場合	異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名 ※整理番号
	異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名 ※整理番号
特別加入者(新たに特別加入者になった者)	特別加入 異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名 ※整理番号
	特別加入 異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名 ※整理番号
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して30日以内)	年 月 日

【注意事項】

- 任意脱退
労働保険関係は終了させず、特別加入者全員を脱退させる場合に記載してください。
- 自動消滅
特別加入者としての地位が消滅した日及びその理由を記載してください。
自動消滅の主な事由：委託解除、事業廃止

脱退申請	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。 *申請の理由 (脱退の理由) 〇年3月31日付で事業廃止のため	*脱退を希望する日 (申請日から起算して30日以内) 〇年 4 月 10 日
------	---	---

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
特別加入脱退を申請します。

〇年 4 月 1 日

受付
〇. 4. 10
労働基準監督署

〒 ×× - ××× 電話 (××) ×× - ×××

住所 〇〇市〇-〇-〇
事業主の氏名 厚生労働塗装有限公司 代表取締役 厚生 太郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

労働保険事務組合における一人親方等団体の特別加入者の手続

1 提出書類について

一人親方等団体の特別加入者の労働保険年度更新手続に係る関係書類の提出先及び提出期限等は以下のとおりです。

関係書類については、期限までに提出されないと給付基礎日額の変更承認が受けられない場合がありますので、提出期限は厳守願います。

関係書類名	提出部数	提出先	提出期限
①一人親方等名簿	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
②給付基礎日額変更申請書 (特様式第2号) ※変更ある場合のみ提出。 3月中に提出している場合は提出不要	1部	所轄労働基準監督署	7月10日
③特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳 (別紙様式第2号)	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
④労働保険料算定基礎額総計内訳書	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
⑤保険料申告書内訳 (組様式第6号(乙))	1部	所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
⑥労働保険概算・確定保険料申告書	1部	金融機関(同時納付の場合のみ) 所轄労働基準監督署又は労働局	7月10日
※提出期限については、7月10日が土・日曜日の場合、翌月曜日(7月11日又は7月12日)となります。			

上記①②④⑤及び「特別加入に関する変更届」は厚生労働省又は山口労働局のホームページからダウンロードすることができます。

2 一人親方名簿

一人親方名簿は、前年度（確定年度）に加入期間が1日でも含まれる者の名簿を作成します。

※作成上の留意点

- ①一人親方名簿に記載してある「注意」をよくお読みください。
- ②一人親方名簿の「給付基礎日額」欄については、前年度（確定年度）の給付基礎日額を記載してください。

※様式は山口労働局のHPからダウンロードしてください。

（必要事項の記載があれば、団体が任意に作成した名簿で提出することも可能です。）

3 給付基礎日額変更申請書の作成

既に承認を受けた給付基礎日額について、変更の希望がある場合には、以下の期間中に「給付基礎日額変更申請書」（特様式第2号）の提出が必要となります。なお、当該期間中以外での変更申請は認められませんのでご注意ください。（受付後の訂正はできませんので、正確な記入をお願いします。）

- ① 前年度の3月2日から3月31日の間
- ② 年度更新期間（6月1日から7月10日の間）

注1：②の期間での申請の場合、4月1日から「給付基礎日額変更申請書」を行政が受付した日までに**災害が発生している場合は、給付基礎日額変更は認められません。**

注2：①の期間に給付基礎日額変更の申請をした特別加入者が②の期間中に再度給付基礎日額の変更申請をすることはできません。当年度に加入した特別加入者も年度更新時に給付基礎日額を変更することはできません。

3月に給付基礎日額を変更した者については、年度更新時に再度、日額変更申請書を記載していただく必要はありません。

また、給付基礎日額は、保険料の算定基礎となるばかりでなく、万が一保険給付を受ける事態が発生した場合の保険給付額の基礎となるものです。

そのため、給付基礎日額は、特別加入者の所得水準に応じた適正な額を申請することとされており、所得水準の調査を行った結果、所得水準と比較して著しく低水準又は高水準な額で申請されていると判断される場合には、適正と認められる額で決定することとなりますので、給付基礎日額は適正な額で申請されますようご留意願います。

4 特別加入保険料の算定

(1) 特別加入保険料の基本的な計算方法

既に承認を受けた給付基礎日額により算定される保険料算定基礎額（「特別加入保険料算定基礎額月割早見表」を参照。）に、第2種特別加入保険料率（「第2種特別加入保険料率表」を参照。）を乗じて得た額が年間の特別加入保険料となります。

< 計算例 >

建設の事業（保険料率1000分の17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が12,000円の場合（加入月数12か月）。

保険料基礎額4,380,000円

$4,380,000円 \times 17/1000 = 74,460円 \cdots$ 特別加入保険料

(2) 特別加入保険料の特例計算（月割計算）の計算方法

年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者で、届出により承認を受けた者の保険料については、特例として特別加入期間の月数に応じた特例計算（月割計算）が認められています。

特例計算（月割計算）の方法は次のとおりです。

① 保険料算定基礎額を12で除します。なお、円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げます。（「特別加入保険料算定基礎額表」中の「1か月あたりの保険料算定基礎額」を参照。）

② ①で得た額に加入月数（1か月未満の期間がある場合は、これを1か月に切り上げます。）

③ ②で得た額（千円未満は切り捨て。）に、第2種特別加入保険料率を乗じます。これにより得た額が、特例計算（月割計算）保険料となります。

< 計算例 >

建設の事業（保険料率1000分の17）の特別加入者で、承認を受けた給付基礎日額が14,000円の場合であって、年度途中（10月5日）で脱退した場合の特別加入保険料。

保険料基礎額5,110,000円

① $5,110,000円 \div 12か月 = 425,833.33 \cdots = 425,834$ （円未満切り上げ）

② $425,834 \times 7か月 = 2,980,838円$

→2,980,000円（千円未満切り捨て）

③ $2,980,000円 \times 17/1000 = 50,660円 \cdots$ 特別加入保険料

(3) 特別加入者が複数いる場合の保険料の計算方法

特別加入者が複数いる場合の保険料については、特別加入者それぞれの保険料算定基礎額を合計し、この合計の千円未満の端数を切り捨てた額に第2種特別加入保険料率を乗じて得た額となります。

<計算例>

建設の事業（保険料率1000分の17）に係る、下記の特別加入者3名の特別加入保険料。

Aさん：1年間を通じて特別加入（給付基礎日額16,000円）

Bさん：10月31日に脱退（給付基礎日額14,000円）

Cさん：11月1日から新規加入（給付基礎日額10,000円）

(1)各人の保険料算定基礎額を算出します。

Aさん：5,840,000円…①

Bさん：2,980,838円（(5,110,000円÷12)×7か月）…②

Cさん：1,520,835円（(3,650,000円÷12)×5か月）…③

(2)上記3名の保険料算定基礎額を合計します。

①+②+③=10,341,673円

(3)上記合計額の千円未満を切り捨てた額に第二種特別加入保険料率を乗じて得た額が特別加入保険料となります。

10,341,000円×17/1000=175,797円

5 確定保険料の申告及び納付

特別加入者に係る確定保険料は、前年度（4月1日から翌3月31日まで）の期間中に継続して加入していた者、年度途中で新規加入した者及び年度途中で脱退した者に係る保険料を計算して、前年度に納付された概算保険料を精算するものです。

精算の結果、前年度に納付された概算保険料より確定保険料が多い場合には、その差額を（新年度概算保険料と併せて）納付することになります。一方、納付された概算保険料より確定保険料が少ない場合には、その差額を新年度概算保険料に充当するか、還付することになります。

保険料の計算方法については、前記4を参照してください。

6 労働保険料算定基礎額総計内訳書

前年度（確定年度）以前から加入していて引き続き当年度以降も継続して加入する特別加入者を、給付基礎日額別に記載してください。

前年度中に加入、脱退した特別加入者については、月割計算に該当しなくても下記7の特例計算対象者内訳へ記入してください。

労働保険料算定基礎額総計内訳書 (一人親方)													
											一人親方名簿	2枚添付	
											特例計算内訳	1枚添付	
令和5年度	労働 保険 番号	府 県		所 掌	管 轄		基 幹 番 号					枝 番 号	
		3	5	1	0	2	9	0	1	2	7	8	0
①給付基礎日額		②保険料算定基礎額			③特別加入者数		④ (②×③) 保 険 料 算 定 基 礎 額						
25,000円		9,125,000 円			人		円						
24,000円		8,760,000 円			5		43,800,000						
22,000円		8,030,000 円			1		8,030,000						
20,000円		7,300,000 円			3		21,900,000						
18,000円		6,570,000 円			1		6,570,000						
16,000円		5,840,000 円											
14,000円		5,110,000 円											
12,000円		4,380,000 円											
10,000円		3,650,000 円			1		3,650,000						
9,000円		3,285,000 円											
8,000円		2,920,000 円											
7,000円		2,555,000 円											
6,000円		2,190,000 円											
5,000円		1,825,000 円											
4,000円		1,460,000 円											
3,500円		1,277,500 円			3		3,832,500						
小 計					14		87,782,500						
特例計算対象者内訳: の合計(人数は平均値)					1		4,319,170						
合 計					15		92,101,670						

令和〇年6月10日

郵便番号(*****))

電話番号(*****))

住 所 -----

団 体

名 称 一人親方団体〇〇

労働保険番号ごとに作成してください。

給付基礎日額ごとに、人数及び②×③の金額を記入してください。

特例計算対象者内訳の合計金額、平均人数を記入してください

7 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

前記4の(2)により、年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者については、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」(別紙様式第2号)を作成しなければなりません。

この様式は、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して所轄労働基準監督署又は労働局労働保険徴収室に提出(郵送可)してください。

注) 年度途中で新たに特別加入した者及び特別加入者でなくなった者とは

確定年度の4月1日から翌年3月31日の期間中に、新規加入した者、脱退した者のことです。算定期間が12か月であっても年度内に異動があった場合はこちらに算入してください。(脱退するにはその都度変更届が必要です。)

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳 (労働保険事務組合用)

令和〇年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険番号	府 県 所 掌 管 轄				基 幹 番 号					
	3	5	1	0	2	9	0	1	2	7
枝番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額			
001	〇〇	円 16,000	〇年4月1日 ~ 〇年10月31日	① 加入 ② 脱退、自動消滅等	7	円 486,667	円 3,406,669			
001	××	円 10,000	△年1月1日 ~ △年3月31日	① 加入 ② 脱退、自動消滅等	3	円 304,167	円 912,501			
		円	年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	月	円	円			
計	2人						円 4,319,170			

8 概算保険料の申告及び納付

特別加入者に係る概算保険料は、引き続き継続して加入する者及び新たに加入する者に係る保険料を計算して、納付するものです。

ただし、当年度の概算保険料算定基礎額総計が、前年度の確定保険料算定基礎額総計の100分の50以上で100分の200以下である場合は、前年度の保険料算定基礎額総計を当年度の保険料算定基礎額総計として記入します。

なお、概算保険料の年度途中の増額減額の訂正申告についても、上記の基準を満たす場合であって、かつ、保険料の差額が13万円未満の場合は原則不要となります。

9 保険料申告書内訳

「保険料申告書内訳」(組様式第6号(乙))は、労働保険概算・確定保険料申告書に記載する申告額の内訳を記入するものです。

労働保険事務組合が作成し、前記5と同様、労働保険概算・確定保険料申告書に添付して提出することになります。

労働保険料等の滞納に対する事務処理

☑ 滞納とは

労働保険料等が所定の納期限までに納付されていない状態のことをいいます。
法定納期限は、第1期が7月10日、第2期が当年11月14日、第3期が翌年2月14日となります。
※納期限が土曜日にあたる場合はその翌々日、日曜日、祝日にあたる場合はその翌日となります。

☑ 労働保険料等を滞納している委託事業場の報告

労働保険料等を滞納している委託事業場（以下、「滞納事業場」といいます。）のある事務組合は、「滞納事業場報告書」を法定納期限経過後15日以内の指定した期限内に提出しなければなりません。

☑ 滞納事業場報告書の報告期限

令和8年度

期別（区分）	作成日	報告期限
前年度（62.72） 1期（21）	7月10日現在 《9月7日現在》	7月24日 《9月14日》
2期（22）	11月16日現在	11月30日
3期（23）	2月15日現在	2月22日

check !

《 》内は口座振替利用組合

☑ 納入事業場の報告

「滞納事業場報告書」に記載されている滞納事業場の労働保険料等が納入された場合は、1か月ごとにとりまとめ、翌月10日までに「労働保険料等納入事業報告書」（以下「納入事業場報告書」といいます。）を提出してください。

☑ 督促状による督促

納期限を経過しても納付がない場合は、「滞納事業場報告書」を基に滞納事業場ごとに「督促状」を作成し、事務組合に送付しますので、速やかに事業主に送付してください。

☑ 延滞金の納付責任

政府から滞納事業主に係る督促状を受けた事務組合が、事務処理規約等の定めるところにより、事業主に対し、督促があった旨の通知をしないため、督促状の指定期限までに納付できず、延滞金を徴収される場合は、その限度において、事務組合の納付責任となります。

労働保険料等の滞納に対する事務処理

✓ 納入督促事蹟の管理

滞納事業場のある事務組合は、滞納事業場に督促状を送付するとともに、督促状の指定期限までに労働保険料等を納入しない場合には、滞納事業場に対し、文書、電話又は訪問により納入督促を行った事実を詳細に記録してください。

✓ 納入督促事蹟の報告

→ 様式一覧

納入督促を行った事蹟については、**四半期ごとにとりまとめ、翌月10日までに提出**してください。なお、当該報告は、現年度のみならず過年度保険料の滞納事業場を含みます。

※報告様式は任意です。

✓ 債務承認書及び納付計画書の送付等

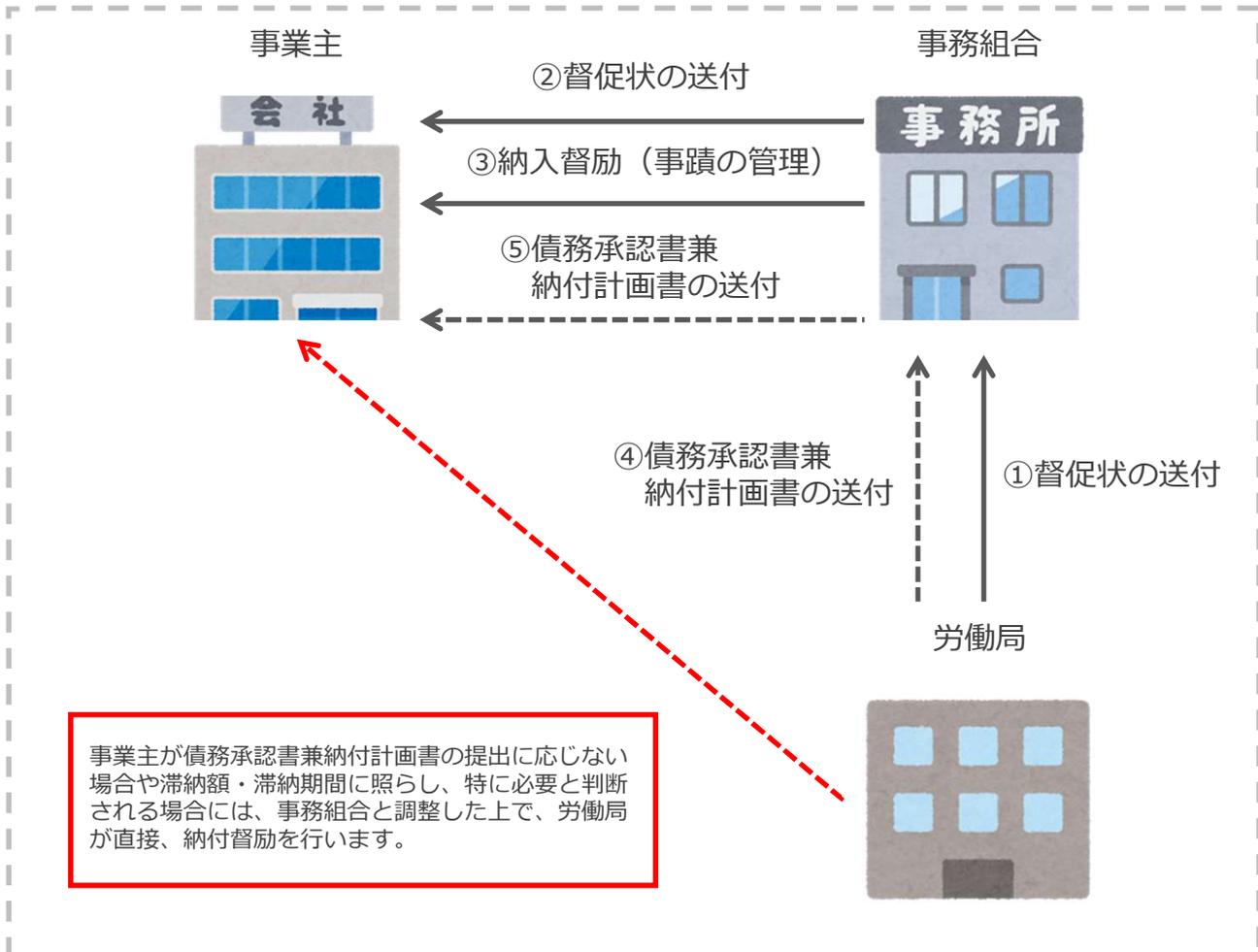
事務組合における納入督促を行ってもなお、納付がなされない滞納事業場については、事務組合に対し、滞納事業場に係る「債務承認書兼納付計画書」を送付します。

事務組合は、滞納事業場から「債務承認書兼納付計画書」を徴し、労働局に返送してください。

✓ 事事故業場報告書の提出

倒産、事業主が行方不明等で、労働保険料等の滞納がある場合、又は滞納の恐れがある場合については、事前に労働局に連絡の上、「事事故業場報告書」を速やかに提出してください。その後は労働局が直接滞納整理を実施します。

✓ 滞納整理事務の流れ



労働保険料等の滞納に対する事務処理

滞納充当の事務処理

●滞納充当とは

確定保険料が概算保険料を下回る場合、その差額は過納額として、翌年度へ充当されることとなります。

通常、委託解除の場合は、当該事業場へ還付することとなりますが、滞納事業場については、**還付せずに、政府に納付しなければなりません。（延滞金を含む。）**

これを「**滞納充当**」といいます。

- ・年度更新時に確定保険料が概算保険料の額を下回り、かつ、概算保険料3期分の滞納がある場合の例

1期 10万円 納付	2期 10万円 納付	3期 10万円 滞納
確定保険料 13万円		充当 17万円
還付 7万円		滞納充当 10万円

【滞納充当の事務処理】

- ①17万円は、納付があったものとして、翌年度へ充当される。
- ②充当により事務組合保管額として残るため、保管金とせずに、政府に納付する。（**滞納充当**）
- ③結果として、納め過ぎになる7万円を事業主に還付する。



上記の滞納事業場をC社とし、事務組合全体としてみたとき

(単位：万円)

	4年度概算額	4年度確定額	充当額	5年度概算額	納付すべき額
A社	15	13	2	13	11
B社	18	21	▲3	21	24
C社	30	3.31 委託解除 13	17	-	-
事務組合全体	63	47	16	34	18

C社を除いたとき

	4年度概算額	4年度確定額	充当額	5年度概算額	納付すべき額
A社	15	13	2	13	11
B社	18	21	▲3	21	24
事務組合全体	33	34	▲1	34	35

【解説】

C社の充当額は、実際に納付していない10万円を含めて減じているため、事務組合全体としての納付すべき額が、減額されていることとなります。

C社を除いたときは、A社、B社から合計35万円を領収することとなりますので、10万円は政府に納付すべき額ということとなります。

【滞納充当となる場合】

次のすべてに該当する場合は、滞納充当の処理が必要となります。

- ①前年度の概算保険料に滞納がある。
- ②年度更新時に充当になる。
- ③②の充当額が今年度の概算保険料より多くなる。

納入事業場報告書の記載要領及び記載例

組様式第10号

労働保険料等納入事業場報告書

翌月10日まで

種別 31851

提出年月日 9-00-08-07

政府へ納付した日【正】
事業主から領収した日【誤】

山口 労働局長 殿

電話 (083)-(xxx)xxxx 番

所在地 〒753-xxxx
山口市〇〇町x-xx

名称 労働保険事務組合 〇〇組合

代表者氏名 組合長 〇〇 〇〇

※労働保険番号 353019300000

報告年月 9-00-08

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。(1枚のうち1枚目)

枝番号1 013	年月日1 9-00-07-21	保険料等1 2761	備考1 株式会社〇〇商事
徴定年度1 9-00	納付場所1 〇〇銀行 〇〇支店	滞納額1 0	
徴定区分1 62	年月日2 9-00-07-21	保険料等2 12953	備考2 株式会社〇〇商事
枝番号2 013	年月日3 9-00-07-21	保険料等3 54658	備考3 株式会社△△ 滞納充当
徴定年度2 9-00	納付場所2 〇〇銀行 〇〇支店	滞納額2 0	
徴定区分2 21	年月日4 9-00-07-21	保険料等4 0	備考4
枝番号3 003	納付場所3 〇〇銀行 〇〇支店	滞納額3 0	
徴定年度3 9-00	備考5	滞納額4 0	
徴定区分3 23	滞納額合計 70372		
枝番号4			

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

30820 山口労働局 00075558 労働保険特別会計 0847 6118 08

徴収区分 353019300000-013

報告年月日(支号:平成は?) 9-07

納付額 ¥2761

滞納額 0

滞納額合計 70372

滞納充当及び延滞金の納付については、「滞納充当」又は「延滞金」と記載してください。

減額訂正により滞納保険料が減額される場合は「減額充当」と記載してください。

一般拠出金 (72)
確定不足分 (62)
概算 1期 (21)
は別々に作成してください。

(注) 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
2. 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

(30.3)

督励事蹟管理票の記載要領及び記載例

同一事業主につき、複数の労働保険番号が滞納となっている場合は、労働保険番号を併記してください。

督励事蹟管理票

参考様式

労働保険番号	府県	所 管 轄	基幹番号				枝番号			提出年月日			
	3	5	3	0	1	9	3	0	0	0	0	1	3
事業場名	株式会社□□商事												
事業場の所在地	山口市○○町×-×												
委託解除の理由													
委託解除年月日	年 月 日												

第1四半期：7月10日まで
第2四半期：10月10日まで
第3四半期：1月10日まで
第4四半期：4月10日まで

【督励事蹟】

年月日	督励事蹟
○.○.○	事業所へ電話督励。社長対応。○○年度第1期保険料が未納となっていることについて、理由を聞いたところ、予定していた契約が相手の都合でキャンセルとなり、資金繰りが厳しいが、近いうちには目途がつくので来月25日までには支払うとのこと。
○.○.○	事業所へ電話督励。社長対応。今月の納入見込みを聞いたところ、売上減少により今月も厳しい。従業員への給与の支払いもあるため、来月まで待つほしいとのこと。延滞金の説明を行った上で、来月、改めて電話する旨を伝えた。
○.○.○	事業所へ電話督励。社長対応。今月の納入見込みを聞いたところ、入金が25日にあるので、その際、事務所を訪問し、支払うとのこと。
○.○.○	事業所へ訪問督励。社長対応。25日に来訪がなかったことについて、理由を聞いたところ、税務署への支払いもあり、納入できなかったとのこと。 すでに第2期保険料の納期限も経過していることから、今後の納入見込みを相談したところ、来月から毎月1万円ずつの分割納付をお願いしたいとのことなので、労働局から届いた債務承認書兼納付計画書を作成した。 ※債務承認書兼納付計画書は、○月○日労働局へ提出済。

(委託解除の場合)

【特記事項】

年月日	督励事蹟
○.○.○	事業主と委託解除について合意したことから、委託解除通知書を作成し、関係書類とともに送付した。
○.○.○	委託解除届等の書類の返送がないため、事業所へ電話をかけるも応答なし。
○.○.○	委託解除届等の書類の返送がないため、事業所へ電話をかけるも応答なし。
○.○.○	委託解除届等の書類の返送がないため、事業所へ電話をかけるも「お客様のご都合によりおつなぎできません。」のメッセージが流れたことから、事務所を訪問したが施錠された状態になっていた。
○.○.○	事業主と連絡が取れない状態にあることから、事務処理規定に基づき、内容証明郵便を送付。
○.○.○	郵便物が「あて所に尋ねあたりません。」として返還されたため、事務処理規約に基づき、委託解除手続きを行うこととした。

事務手続一覧表（委託事業場に係る手続）

 以下のときは手続が必要です。

こんなとき	必要な書類	手続先
委託を受けたとき	申告書（増額訂正の報告）、申告書内訳	労働局
一元適用事業（末尾0）	成立届	安定所
二元適用事業（末尾2）	特別加入申請書（中小事業主等）	監督署
二元適用事業（末尾4.5.6）	成立届	安定所
その他の適用事業（末尾8）	成立届	監督署
	特別加入申請書（中小事業主等）	監督署
	成立届（第2種特別加入）	監督署
	特別加入申請書（一人親方等）	監督署
	特別加入申請書（海外派遣者）	監督署
名称、所在地等の変更があったとき		
一元適用事業（末尾0）	名称、所在地等変更届	安定所
二元適用事業（末尾2）	名称、所在地等変更届	安定所
二元適用事業（末尾4.5.6）	名称、所在地等変更届	監督署
その他の適用事業（末尾8）	特別加入に関する変更届（中小事業主等）	監督署
	名称、所在地等変更届	監督署
	特別加入に関する変更届（一人親方等）	監督署
事業の種類の変更があったとき		
一元適用事業内での変更	名称、所在地等変更届	安定所
二元適用事業内での変更	名称、所在地等変更届	監督署
一元適用事業から二元適用事業	委託解除届（末尾0）	安定所
	成立届（末尾2）	安定所
	成立届（末尾4.5.6）	監督署
二元適用事業から一元適用事業	委託解除届（末尾2）	安定所
	委託解除届（末尾4.5.6）	監督署
	成立届（末尾0）	安定所
特別加入に関する変更があったとき		
氏名、業務又は作業の内容等の変更	特別加入に関する変更届	監督署
特別加入者の異動	特別加入に関する変更届	監督署
給付基礎日額の変更	給付基礎日額変更申請書	監督署
特別加入の脱退	特別加入脱退申請書	監督署
委託を解除したとき	申告書（減額訂正の報告）、申告書内訳	労働局
一元適用事業（末尾0）	委託解除届	安定所
二元適用事業（末尾2）	委託解除届	安定所
二元適用事業（末尾4.5.6）	委託解除届	監督署
その他の適用事業（末尾8）	委託解除届	監督署

事務手続一覧表（委託事業場に係る手続）

 以下のときは手続が必要です。

こんなとき	必要な書類	手続先
継続事業の一括をしようとするとき		
一元適用事業（末尾0）	継続事業一括認可・追加・取消申請書 成立届（すでに成立している場合は不要） 委託解除届	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4）（03林業）		監督署
二元適用事業（末尾6）		監督署
一括する事業を追加するとき		
一元適用事業（末尾0）	継続事業一括認可・追加・取消申請書 成立届（すでに成立している場合は不要） 委託解除届	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4）（03林業）		監督署
二元適用事業（末尾6）		監督署
一括されている事業を取り消すとき		
一元適用事業（末尾0）	継続事業一括認可・追加・取消申請書	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4）（03林業）		監督署
二元適用事業（末尾6）		監督署
一括されている事業の名称、所在地の変更があったとき		
一元適用事業（末尾0）	継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4）（03林業）		監督署
二元適用事業（末尾6）		監督署
事業主が代理人を選任（解任）したとき		
一元適用事業（末尾0）	労働保険一般拠出金代理人選任・解任届	安定所
二元適用事業（末尾2）		安定所
二元適用事業（末尾4.5.6）		監督署
その他の適用事業（末尾8）		監督署
	労働者災害補償保険代理人選任・解任届	監督署
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	安定所

雇用保険の手続については、パンフレット
「[雇用保険事務手続きの手引き](#)」を参照してください。

ハローワークにて配付しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

事務手続一覧表（労働保険料に係る手続）

 以下のときは手続が必要です。

こんなとき	必要な書類	手続先
年度更新の手続き		
一元適用事業（末尾0）	申告書、申告書内訳 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	労働局
二元適用事業（末尾2）	申告書、申告書内訳	
二元適用事業（末尾4）	申告書、申告書内訳 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業） 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	労働局
二元適用事業（末尾5）	申告書、申告書内訳 一括有期事業報告書（建設の事業） 一括有期事業総括表（建設の事業） 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	労働局
二元適用事業（末尾6）	申告書、申告書内訳 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	労働局
その他の適用事業（末尾8）		
・ 一人親方等	一人親方等名簿 申告書、申告書内訳（第2種特別加入保険料） 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳 労働保険料算定基礎額総計内訳書	労働局
・ 海外派遣者	申告書 第3種特別加入保険料申告内訳 第3種特別加入保険料申告内訳名簿 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	
確定保険料の申告を訂正するとき	申告書、申告書内訳	労働局
還付請求するとき	労働保険料一般拠出金還付請求書	労働局
滞納があるとき		
滞納事業場の報告	労働保険料等滞納事業場報告書	
納入事業場の報告	労働保険料等納入事業場報告書	労働局
納入督促事蹟の報告	督促事蹟管理票（参考様式）	

※特別加入者の給付基礎日額の変更

給付基礎日額の変更がある場合は、「給付基礎日額変更申請書」を
事前申請期間（3月2日～3月31日）又は事後申請期間（6月1日～7月10日）のいずれかにより、
監督署を經由して労働局に提出してください。ただし、災害発生後の変更は認められません。
なお、第1種、第3種特別加入者については、年度更新期間（6月1日～7月10日）に
「申告書内訳」、「第3種特別加入保険料申告書内訳名簿」により提出することも可能です。

事務手続一覧表（事務組合に係る手続）

 以下のときは手続が必要です。

こんなとき	必要な書類	手続先
事務組合の名称、所在地等の変更があったとき		
名称 所在地 代表者 の変更	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届 (添付書類) 総会等議事録 変更内容が確認できる書類	安定所※
定款の変更があったとき		
	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届 (添付書類) 定款	安定所※
事務処理規約の変更があったとき		
	労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届 (添付書類) 事務処理規約	安定所※
総会等の議決事項報告		
	事業計画書 収支予算書 事業報告書 収支決算書	労働局
労働保険番号の付与が必要になったとき		
	労働保険事務組合労働保険番号（基幹番号）追加付与願	安定所※
報奨金の交付を受けようとするとき		
	労働保険事務組合報奨金交付申請書 区分経理に係る書類 報奨金の使途に係る確認事項	労働局
事務組合の業務を廃止するとき		
	労働保険事務組合業務廃止届	安定所※

※二元労災のみの事務組合は、監督署

様式一覧

口座振替納付緊急停止依頼（参考様式）

督励事蹟管理票（参考様式）

債務承認書兼納付計画書

事故事業場報告書

コピーして使用できます

歳入徴収官山口労働局長 殿

所在地
名 称

代表者氏名

労働保険料等口座振替納付の緊急停止について(依頼)

以下の理由により、労働保険料等口座振替納付の緊急停止をお願いいたします。

記

金融機関名 _____ (金融機関コード _____)

本・支店名 _____ (店舗コード _____)

(フリガナ)
口座名義 _____

預金種別 _____

口座番号 _____

振替納付期 _____ 令和 _____ 年度 _____ 期分

停止理由 納付書での納付 事業の廃止
その他(_____)

	労働保険番号	納付額	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

債務承認書兼納付計画書

1 滞納保険料等

滞 納 状 況	労働保険番号	年度	区分	保険料	一般拠出金	追徴金	延滞金	
		合計						

上記保険料についての延滞金は、期別の保険料が完納された後、別途通知がなされるため含まれておりません。

2 納付計画

回数	納付期日	金額	回数	納付期日	金額
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

本滞納保険料等に係る債務を承認し、上記のとおり納付します。

年 月 日

歳入徴収官山口労働局長 殿

事業場所在地
事業場名称
代表者氏名

事 故 事 業 場 報 告 書

令和 年 月 日

山 口 労 働 局 長 殿

事務組合名

所 在 地

代 表 者

労働保険番号

電 話

委託事業場の事故(倒産等)がありましたので、下記のとおり報告します。

記

事業場名		所在地 電話番号	
代表者名		住 所 電話番号	
滞 納 額			
事業場との 接触経過			

※①この報告書は事前に報告分も報告してください。
②滞納額は、事故事業場の過年度分も含みます。

事故事業場報告書

令和〇年11月7日

山口労働局長 殿

滞納保険料等があるまま委託解除となる事業場が発生した場合、又は発生する見込みとなった場合、状況について報告してください。事業場との接触経過については、詳しくご記入ください。

事務組合名 **労働保険事務組合 河原会**

所在地 **山口市河原町6-16**

代表者 **理事長 西田 功也**

労働保険番号 **35301 930000-032**

電話 **083-995-0366**

委託事業場の事故(倒産等)がありましたので、下記のとおり報告します。

記

事業場名	林クリーニング	所在地	山口市〇〇11-1
		電話番号	083-×××-5555
代表者名	林 弘義	住所	山口市〇〇2-1
		電話番号	083-△△△-1234
滞納額	保険料 令和〇年度1期分 85,375円 (確定後の滞納額) 拠出金 令和〇年度確定分 102円 拠出金 令和△年度確定分 99円		
事業場との接触経過	令和△年度から納入が遅れがちとなっていたが、督促状の指定納期内には何とか納めてもらっていた。 令和〇年度は、年度更新書類も何度も督促して7月2日にやっと提出があったものの、保険料は納入されないままとなっていた。 その後月に数回電話連絡をして納入を促すも経営が厳しいとのことで納めてもらえず、9月に入ってから連絡のつかないことが多くなった。 10月2日に連絡すると電話が使用されていなかったためその日のうちに事業場を訪ねると、9月30日付で店を閉めた旨の張り紙がしてあった。 その後自宅を訪ねて実態を確認したところ、令和〇年9月30日付で事業を廃止し残っていた従業員も全て解雇したとのこと。 よって、令和〇年9月30日付で保険料を確定し委託解除したものの、滞納保険料については他の債務もあるとのこと納めてもらえなかった。		

- ※①この報告書は事前に報告分も報告してください。
 ②滞納額は、事故事業場の過年度分も含みます。

労災保険関係資料

- 労災保険率及び第 1 種特別加入保険料率
- 労務費率、第 2 種・第 3 種特別加入保険料率
- 特別加入保険料算定基礎額月割早見表

労災保険率及び第1種特別加入保険料率

令和6年4月1日改定
(単位: 1/1000)

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02又は03	林業	52	60
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13	16
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	2.5
	25	採石業	37	49
	26	その他の鉱業	26	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34	62
	32	道路新設事業	11	11
	33	舗装工事業	9	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	6.5
	37	その他の建設事業	15	15
製造業	41	食料品製造業	5.5	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4
	44	木材又は木製品製造業	13	14
	45	パルプ又は紙製造業	7	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5
	47	化学工業	4.5	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6	6
	66	コンクリート製造業	13	13
	62	陶磁器製品製造業	17	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5	5.5
	53	鋳物業	16	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	9	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5	6.5
	55	めっき業	6.5	7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5	5
	57	電気機械器具製造業	3	2.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4	4
	59	船舶製造又は修理業	23	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
61	その他の製造業	6	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9	9
	74	港湾荷役業	12	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	13
	93	ビルメンテナンス業	6	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
94	その他の各種事業	3	3	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42	47

労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率

令和6年4月1日改定

労務費率

(単位：%)

事業の種類分類	事業の種類番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率		
			新	旧	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19	19	
	32	道路新設事業	19	19	
	33	舗装工事業	17	17	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19	24	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23	23	
	38	既設建築物設備工事業	23	23	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	38 21	38 21
	37	その他の建設事業	23	24	

令和6年4月1日施行

第2種特別加入保険料率

(単位：1/1000)

事業又は作業の種類番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率		
		新	旧	
一人親方等	特1	自動車等を使用して行う旅客又は貨物の運送事業	11	12
	特2	建設の事業	17	18
	特3	漁船による水産物植物の採捕の事業	45	45
	特4	林業の事業	52	52
	特5	医薬品の配置販売の事業	6	7
	特6	再生資源取扱いの事業	14	14
	特7	船員法第1条に規定する船員が行う事業	48	48
	特8	柔道整復師が行う事業	3	3
	特9	創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者が行う事業	3	3
	特10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業	3	3
	特11	歯科技工士が行う事業	3	3
特定作業従事者	特12	指定農業機械作業従事者	3	3
	特13	職場適応訓練受講者	3	3
	特14	金属等の加工、洋食器加工作業	14	15
	特15	履物等の加工作業	5	6
	特16	陶磁器製造の作業	17	17
	特17	動力機械による作業	3	3
	特18	仏壇、食器の加工作業	18	18
	特19	事業主団体等委託訓練従事者	3	3
	特20	特定農作業従事者	9	9
	特21	労働組合等常勤役員	3	3
	特22	介護作業従事者及び家事支援従事者	5	5
	特23	芸能関係作業従事者	3	3
	特24	アニメーション制作作業従事者	3	3
	特25	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3	3

(単位：1/1000)

第3種特別加入保険料率

新	旧
3	3

※変更なし

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎 日 額	保険料算定 基 礎 額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

月割計算方法は次のとおりです。

- ① 保険料算定基礎額を12で除す。(円未満の端数は切り上げる。)
- ② ①で得た額に該当月数を乗じる。

労働基準監督署及び公共職業安定所一覧

労働基準監督署一覧

監督署名	所在地	電話番号
下 関	 750-8522 下関市東大和町2-5-15	083-237-2167※
宇 部	 755-0044 宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎	0836-48-0090※
徳 山	 745-0844 周南市速玉町3-41	0834-21-1788
下 松	 744-0078 下松市西市2-10-25	0833-41-1780
岩 国	 740-0027 岩国市中津町2-15-10	0827-24-1133
山 口	 753-0088 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎 1号館	083-600-0362※
萩	 758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838-22-0750

※下関・宇部・山口労働基準監督署は労災課（労災保険の手続）の電話番号を掲載しております。

公共職業安定所一覧

安定所名	所在地	電話番号
山 口	 753-0064 山口市神田町1番75号	083-922-0043
下 関	 751-0823 下関市貴船町3丁目4番1号	083-222-4031
宇 部	 755-8609 宇部市北琴芝2丁目4番30号	0836-31-0164
防 府	 747-0801 防府市駅南町9番33号	0835-22-3855
萩	 758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838-22-0714
徳 山	 745-0866 周南市大字徳山7510-8	0834-31-1950
下 松	 744-0017 下松市東柳1丁目6番1号	0833-41-0870
岩 国	 740-0022 岩国市山手町1丁目1番21号	0827-21-3281
柳 井	 742-0031 柳井市南町2丁目7番22号	0820-22-2661

山口労働局総務部労働保険徴収室

 753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
TEL 083-995-0367 (直通)